

24川監公第3号

平成24年3月26日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松川欣起
同	奥宮京子
同	東正則
同	石川建二

監査の種別 定期監査

監査の対象 健康福祉局（地域福祉部）

建設緑政局

川崎区役所

幸区役所

中原区役所

高津区役所

宮前区役所

多摩区役所

麻生区役所

（各区役所にあつては、生涯学習支援課及びこども支援室を除く。）

監査の範囲 平成22年度及び23年度の財務に関する事務の執行（必要に応じて他の年度も対象とする。）

監査の期間 平成23年12月1日から

平成24年3月16日まで

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があつた。

1 国民健康保険料等について適正に事務を行うべきもの

（1）不達返戻となつた納入通知書等の処理を適正に行うべきもの

ア 公示送達を適正に行うべきもの

国民健康保険料に係る納入通知書等について、その送達を受けるべき

者の住所が明らかでない場合などには、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2により、その送達に代えて公示送達をすることができるものとされ、本市では国民健康保険料に係る賦課徴収等関係書類の公示送達等事務処理要領（以下「要領」という。）に基づき公示送達を行うこととしている。

しかしながら、不達返戻となった納入通知書又は督促状についてみたところ公示送達を行っていなかった。公示送達の手続を適正に行われたい。

（川崎、高津、宮前区役所保健福祉センター保険年金課、川崎区役所大師、田島地区健康福祉ステーション）

イ 要領に基づき事務処理を行うべきもの

要領において作成することとされている不達返戻書類管理簿、不達返戻処理票及び書類送達決裁簿について、全て又は一部作成していなかった事例、必要事項の記載及び決裁が漏れていた事例があった。要領に基づき適正に事務を行われたい。

（川崎、幸、高津、宮前、多摩、麻生区役所保健福祉センター保険年金課、川崎区役所大師、田島地区健康福祉ステーション）

（2）還付事務を適切に行うべきもの

納付された国民健康保険料に過誤納金があるときは、川崎市国民健康保険条例（昭和33年条例第15号）第40条により、納付者へ過誤納金還付通知書（以下「還付通知書」という。）を発し、納付者からの過誤納金還付請求書の提出を受けて還付を行っている。

還付事務についてみたところ、台帳等により還付金の受領未済分の管理が行われておらず、受領未済者及び受領未済額の把握がされていなかった。また、還付通知書が不達返戻となった者についての調査及び公示送達の手

続を行っていなかった事例があった。

還付金の受領未済分の管理が適切に行われるよう台帳等を整備するとともに、還付通知書が不達返戻となった者に対する調査及び公示送達の手続を適正に行われたい。

なお、健康福祉局地域福祉部収納管理課においては、各区役所における還付事務が確実かつ統一的行われるよう事務処理要領の作成等を検討されたい。

(健康福祉局地域福祉部収納管理課、全区役所保健福祉センター保険年金課、川崎区役所大師、田島地区健康福祉ステーション)

(3) 調定、督促等を適正に行うべきもの

本市国民健康保険の資格喪失者が被保険者証を使用して保険給付を受けた場合は、本市が医療機関へ支払った保険給付額について資格喪失者に対して返還請求を行っている。また、被保険者が交通事故など第三者行為により被ったけが等について、本市が一時立て替えて医療機関に支払った場合は、立て替えた金額について第三者に対して請求を行っている。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条によると、歳入を収入するときは、調定し、納入義務者に対して納入通知をしなければならないとされており、調定はその性質上、納入通知の前に行われるのが原則となっている。

資格喪失者に対する返還請求事務及び第三者に対する請求事務についてみたところ、調定を行わずに納入通知を行っていた。このうち、納入されたものは納入後に調定を行っていたが、納入されていないものは調定を行っていなかった。また、未納者に対して督促及び催告を行っていなかった事例があった。

調定は納入通知の前に行うとともに、未納者に対する督促及び催告を適正に行われたい。

なお、健康福祉局地域福祉部保険年金課においては、各区役所における調定、催告等の事務が適正かつ統一的に行われるよう指導されたい。

(健康福祉局地域福祉部保険年金課、全区役所保健福祉センター保険年金課、川崎区役所大師、田島地区健康福祉ステーション)

2 墓地管理手数料について適正に事務を行うべきもの

(1) 延滞金の徴収を適正に行うべきもの

延滞金の徴収については、川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例(昭和32年条例第3号)第3条により、市税の例によるとされている。

墓地管理手数料の収納状況についてみたところ、納付遅延に伴い延滞金が発生しているものについて、霊園管理システムが延滞金徴収に係る事務に対応していないことなどから、その延滞金の徴収を行っていなかった。

納期限内における適正な納付及び納期限内に納付した者との公平性を確保する観点から、霊園管理システムの改修を行うなど条例に基づき延滞金の徴収を適正に行われたい。

(2) 不達返戻となった納入通知書等の処理を適正に行うべきもの

墓地管理手数料に係る納入通知書等について、その送達を受けるべき者の住所が明らかでない場合などには、地方自治法第231条の3第4項において、地方税法の例によるとされており、同法第20条の2により、その送達に代えて公示送達をすることができるものとされ、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされる。

不達返戻となった墓地管理手数料に係る納入通知書及び督促状についてみたところ、公示送達は行われていなかった。

納入通知等は、債権の確定や時効中断などの効力があり、その効力は通

知が相手方に到達した時から生ずる。このため、送達を受けるべき者の住所が明らかでない場合などには、収入確保の観点からも公示送達は有効な手続である。

不達返戻となった納入通知書等について、公示送達を行うなど債権の確保に必要な手続を適正に行われたい。

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

3 介護保険料について適正に事務を行うべきもの

(1) 延滞金の徴収手続を適正に行うべきもの

川崎市介護保険条例（平成12年条例第25号）第15条によると、介護保険料の納付義務者は、納期限までに介護保険料を納付しないときは延滞金を納付しなければならないとされている。

しかしながら、延滞金の生じた納付義務者について、延滞金の徴収手続を行っていなかった事例があった。

納期限内における適正な納付及び納期限内に納付した者との公平性を確保する観点から、条例に基づき延滞金の徴収手続を適正に行われたい。

(川崎区役所保健福祉センター高齢者支援課、田島地区健康福祉ステーション)

(2) 還付手続を適正に行うべきもの

年金から特別徴収をされた介護保険料について、被保険者の死亡により過誤納金が生じる場合は、介護保険法（平成9年法律第123号）第139条第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第156条により、被保険者の相続人に還付すべきものと日本年金機構等の特別徴収義務者に還付すべきものに分かれており、特別徴収義務者からの通知等に基づいて還付手続を行っている。

しかしながら、特別徴収義務者からの通知がなかった場合に、長期間に

わたって過誤納金の還付手続を行っていない事があった。

過誤納金を遅滞なく還付するためにも、特別徴収義務者に対して定期的に確認を行うなど還付手続を適正に行われたい。

(川崎区役所大師地区健康福祉ステーション、幸、多摩区役所保健福祉センター高齢者支援課)

(3) 不達返戻となった納入通知書等の処理を適正に行うべきもの

介護保険料に係る納入通知書等について、その送達を受けるべき者の住所が明らかでない場合などには、介護保険法第143条で準用する地方税法第20条の2により、その送達に代えて公示送達をすることができるものとされ、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされる。

不達返戻となった介護保険料に係る納入通知書、督促状及び還付通知書兼請求書についてみたところ、公示送達は行われていなかった。

納入通知等は、債権の確定や時効中断などの効力があり、その効力は通知が相手方に到達した時から生ずる。このため、送達を受けるべき者の住所が明らかでない場合などには、収入確保等の観点からも公示送達は有効な手続である。

不達返戻となった納入通知書等について、公示送達を行うなど債権の確保等に必要の手続を適正に行われたい。

(全区役所保健福祉センター高齢者支援課、川崎区役所大師、田島地区健康福祉ステーション)

4 公園使用料の延滞金を適正に徴収すべきもの

公園使用料はふれあいネットシステムで管理されており、未納の使用料に対する督促や催告は同システムの受託者が行っているのに対して、延滞金の徴収は施設管理者である区役所道路公園センターで行うこととなっている。

平成22年度行政監査において、ふれあいネットシステムの所管部署と当該システムを使用する施設の各所管部署に対し、未収の使用料の徴収率の向上に向けた体制を確立するとともに、発生した延滞金を適正に徴収するように要望したところである。

しかしながら、公園使用料の収納に係る事務をみたところ、延滞金を徴収していなかったことから適正に徴収されたい。

(川崎、麻生区役所道路公園センター管理課)

5 繰越調定事務を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号）第47条によると、歳入徴収者は、出納閉鎖期日現在等において収入未済のものについて収入科目、金額及び収入未済の事由を調査し、翌年度への繰越調定をしなければならないとされている。

墓地管理手数料、生活資金貸付金収入及び老人保護措置費負担金の繰越調定事務についてみたところ、次のような事例があったので適正な管理に努められたい。

なお、これらの債権は、1件ごとの債権について霊園管理システムや福祉総合情報システムで管理し、この情報をもとに総合財務会計システムで歳入調定や不納欠損等を行っている。このように同一の債権について複数のシステムで管理を行っている場合には、システム間で債権情報の不一致が生じることがあるため、繰越調定を行うに当たっては、十分に調査の上、事務を行われたい。

(1) 墓地管理手数料について、総合財務会計システム上で処理された繰越調定額及び不納欠損額に対し、霊園管理システムにおいて収納処理がされなかったことなどにより収入未済額が誤っていた事例

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

(2) 生活資金貸付金収入について、総合財務会計システム上の繰越調定額と福祉総合情報システム上の繰越額が一致していなかった事例

(川崎区役所保健福祉センター保護第1課、大師地区健康福祉ステーション、幸区役所保健福祉センター保護第1課、中原、高津、宮前、多摩、麻生区役所保健福祉センター保護課)

(3) 老人保護措置費負担金について、福祉総合情報システムにおいて過年度の過誤納金を現年度の未納分に充当し、又は現年度の過誤納金を還付したものの、総合財務会計システムにおいて処理されていなかったことなどにより、繰越調定額等が誤っていた事例

(宮前、多摩区役所保健福祉センター高齢者支援課)

(4) 老人保護措置費負担金について、出納閉鎖後の過誤納金を払い戻すときは現年度の歳出から執行すべきところ、現年度の歳入から戻出したため繰越調定額が誤っていた事例

(宮前区役所保健福祉センター高齢者支援課)

6 不納欠損処分を適切に行うべきもの

本市の滞納債権管理ガイドラインによると、債権が消滅した場合は不納欠損処分を行うこととされている。

老人保護措置費負担金及び高額介護サービス費返還金の債権管理についてみたところ、時効により債権が消滅しているにもかかわらず不納欠損処分が行われていない事例があった。不納欠損処分を適切に行われたい。

(宮前区役所保健福祉センター高齢者支援課)

7 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなけ

ればならないとされている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、予算執行伺等の日付を遡って処理していた事例があった。予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

(建設緑政局総務部庶務課、同技術監理課、緑政部緑政課、道路河川整備部道路整備課、同河川課、川崎区役所総務課、保健福祉センター地域保健福祉課、田島支所区民センター、幸区役所区民協働推進部地域振興課、中原区役所総務課、区民協働推進部地域振興課、保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課、道路公園センター管理課、高津区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、道路公園センター管理課、宮前区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、多摩区役所道路公園センター管理課)

また、相当長期間(6か月以上)にわたり遡っていたものや支出が遅れていたものもあったので、これらについては、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

(健康福祉局地域福祉部保護指導課、幸区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、道路公園センター管理課、高津区役所区民協働推進部地域振興課、区民サービス部区民課、宮前区役所区民協働推進部地域振興課、道路公園センター管理課、多摩区役所保健福祉センター保護課、麻生区役所区民協働推進部地域振興課、区民サービス部区民課)

8 物品購入等の契約を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第4条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年訓令第8号)第5条によると、定められた限度額を超える契約については、財政局資産管理部契約課へ契約依頼しなければならないとされている。しかしながら、物品等について一括発注とすべきところ、分割して起案し、所管する部署で契約していた事例があった。物品購入等の契

約について適正に行われたい。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園、自転車対策室、川崎区役所区民協働推進部地域振興課、区民サービス部区民課、大師支所区民センター、幸区役所道路公園センター管理課、中原区役所総務課、区民サービス部区民課、道路公園センター管理課、高津区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、道路公園センター管理課、宮前区役所総務課、道路公園センター管理課、多摩区役所総務課、区民サービス部区民課、麻生区役所総務課、区民サービス部区民課、道路公園センター管理課)

9 事業残地の不法占拠対策を適切に行うべきもの

事業残地の管理状況についてみたところ、長期間にわたり隣接地住人の自動車駐車場及び月極駐車場の一部として不法に使用されている事例があった。

所管部局においては、売買交渉を行っていたものの平成20年度以降は進展がみられていない。

不法占拠対策については、平成23年5月に川崎市不法占拠対策基本方針が策定されており、この方針の趣旨も踏まえつつ、不法占拠状態の速やかな解消に向けて適切な対応を図られたい。

(建設緑政局道路河川整備部道路整備課)

10 各種団体の会計業務を適正に行うべきもの

本市職員が各種団体の所有に属する現金の会計業務に従事する場合には、総務局が定めた基準である各種団体の会計業務に関する運用（以下「運用基準」という。）に基づいて行うこととされている。

本市職員が従事している各種団体の所有に属する現金の会計業務についてみたところ、次のような事例があったので、運用基準に沿って適正に行われたい。

なお、直ちに必要でない多額の現金を長期間にわたり金庫で保管していた事例もあったことから、現金の管理に当たっては十分に留意されたい。

- (1) 運用基準第3条で会計業務は公金に関する取扱いに準じて行われなければならないとされているが、職員による立替払がなされていた事例

(川崎区役所区民協働推進部地域振興課、幸区役所区民協働推進部地域振興課、区民サービス部日吉出張所、高津、多摩区役所区民協働推進部地域振興課、麻生区役所保健福祉センター地域保健福祉課)

- (2) 運用基準第4条で現金の出納に当たっては、各種団体から交付される指示書に基づかなければならないとされているが、指示書が作成されていなかった事例、指示書が現金の出納後に作成されていた事例又は指示者の印が押印されていなかった事例

(建設緑政局計画部企画課、道路河川整備部河川課、川崎区役所区民協働推進部地域振興課、大師支所区民センター、田島地区健康福祉ステーション、幸区役所区民協働推進部地域振興課、中原区役所区民協働推進部地域振興課、保健福祉センター地域保健福祉課、宮前区役所総務課、区民サービス部向丘出張所、多摩、麻生区役所区民協働推進部地域振興課)

- (3) 運用基準第5条で作成しなければならないとされている現金出納簿について作成されていなかった事例又は記載が誤っていた事例

(建設緑政局道路河川整備部河川課、川崎区役所区民協働推進部地域振興課、田島支所区民センター、中原区役所企画課)

- (4) 運用基準第6条で会計年度ごとに1回以上行わなければならないとされている局長による検査が行われていなかった事例

(建設緑政局計画部企画課)

11 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生している

など再発防止に努めるべきものがあつたので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が行われるよう周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

(1) 公園内行為使用料を適正に徴収すべきもの

公園内行為許可の際に使用料を徴収せず、未納となっていた事例

(川崎、中原区役所道路公園センター管理課)

(2) 還付及び充当の事務手続を適正に行うべきもの

過納となった介護保険料の還付及び充当の事務手続が長期間にわたり行われていなかった事例

(川崎区役所田島地区健康福祉ステーション)

(3) 督促を適正に行うべきもの

生活保護費返還金について、一部の督促が行われていなかった事例

(幸区役所保健福祉センター保護第1課)

(4) 催告及び折衝経過の記録を適正に行うべきもの

河川敷占用料及び水路敷占用料について、催告が行われていなかった事例及び折衝経過の記録が残されていなかった事例

(建設緑政局道路河川整備部河川課)

(5) 釣銭資金の交付を受けるべきもの

特殊車両通行許可申請手数料の収納事務に当たり、釣銭資金の交付を受けず、職員の私費を釣銭として使用していた事例

(建設緑政局道路管理部路政課)

(6) 支払期限内に支払すべきもの

対価の支払時期を書面により明らかにしていない契約について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき相手方の支払請求日から15日以内に支払をしていなかった事例

(建設緑政局総務部技術監理課、緑政部公園緑地課、同多摩川施策推進課、

同霊園事務所、同夢見ヶ崎動物公園、道路管理部管理課、道路河川整備部
道路施設課、同河川課)

(7) 協議会出席負担金等の前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

立替払を行っていた事例又は用件終了後7日以内に精算をしていなかった事例

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

(8) 概算払の精算を適正に行うべきもの

委託事業の精算において正確な決算報告書を徴していなかった事例

(麻生区役所区民協働推進部地域振興課)

(9) 適正な年度区分で歳出予算を執行すべきもの

報償費又は需用費について、その支出負担行為をした日又は履行を確認した日の属する年度の歳出予算で執行すべきところ、翌年度の歳出予算で執行していた事例

(高津、宮前区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、多摩区役所保健福祉センター地域保健福祉課)

(10) 時間外勤務手当に係る申請手続を適正に行うべきもの

ア 時間外勤務に係る申請手続を誤ったことにより時間外勤務手当の支給額に誤りがあった事例

(川崎区役所区民サービス部区民課、麻生区役所保健福祉センター高齢者支援課)

イ 時間外勤務の命令申請の手続を行わずに結果申請の手続のみを行っていた事例

(川崎区役所区民協働推進部地域振興課、中原区役所区民サービス部区民課、高津区役所総務課、企画課、区民サービス部区民課、宮前区役所企画課、区民協働推進部地域振興課、区民サービス部区民課、同向丘出張所、保健福祉センター地域保健福祉課、多摩区役所総務課、区民

サービス部生田出張所、麻生区役所区民協働推進部地域振興課、保健福祉センター衛生課)

(11) 契約内容を見直すべきもの

委託契約において受託者が行うとされているチケット販売等に係る業務を市が行っていた事例

(宮前区役所区民協働推進部地域振興課)

(12) 仕様書に基づき書類の提出を求めるべきもの

ア 庁舎管理等の委託業務に係る業務計画書又は業務従事者の配置計画表について仕様書に定めるとおりに提出させていなかった事例

(川崎、多摩区役所総務課)

イ 運動施設の管理、清掃等の委託業務において仕様書に定める施設日報の一部を提出させていなかった事例

(中原区役所道路公園センター管理課)

(13) 指定管理施設の臨時休館について適切な手続を行うべきもの

スポーツ施設を臨時に休館する際の承認手続を適切に行っていなかった事例

(中原、多摩区役所区民協働推進部地域振興課)

(14) 備品管理を適正に行うべきもの

ア 重要物品の廃棄について会計管理者に報告していなかった事例

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

イ 物品不用処分を行っていなかったことにより、廃棄した物品が出納簿に登載されていた事例

(健康福祉局地域福祉部地域福祉課、同保険年金課、建設緑政局緑政部公園管理課、同霊園事務所、同夢見ヶ崎動物公園、道路管理部路政課、道路河川整備部道路整備課、同道路施設課、自転車対策室、川崎区役所企画課、保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課、同

保護第1課、同衛生課、大師地区健康福祉ステーション、田島支所区民センター、田島地区健康福祉ステーション、道路公園センター管理課、幸区役所区民サービス部区民課、保健福祉センター地域保健福祉課、同保険年金課、中原区役所総務課、区民サービス部区民課、保健福祉センター高齢者支援課、同保険年金課、高津区役所保健福祉センター保護課、同衛生課、宮前区役所総務課、区民サービス部区民課、保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課、同高齢者支援課、同保護課、同保険年金課、道路公園センター管理課、多摩区役所総務課、区民サービス部区民課、同生田出張所、保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課、道路公園センター管理課、麻生区役所総務課、区民協働推進部地域振興課、区民サービス部区民課、保健福祉センター地域保健福祉課、同高齢者支援課、同衛生課、道路公園センター管理課)

ウ 所在不明となっていた事例

(建設緑政局総務部庶務課、計画部企画課、道路管理部路政課、道路河川整備部河川課、同公共用地課、幸区役所保健福祉センター地域保健福祉課、同衛生課、道路公園センター管理課、中原区役所総務課、区民協働推進部地域振興課、保健福祉センター地域保健福祉課、道路公園センター管理課、宮前区役所保健福祉センター保健福祉サービス課)

エ 保管換えの手続が行われていなかった事例

(健康福祉局地域福祉部保険年金課、建設緑政局道路管理部用地調整課、川崎区役所企画課、高津区役所区民サービス部橋出張所、多摩区役所保健福祉センター保護課)

オ 備品票が貼付されていなかった事例

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園、川崎区役所総務課、保健福祉センター地域保健福祉課、田島支所区民センター、田島地区健康福祉ステ

ーション、幸区役所総務課、区民協働推進部地域振興課、道路公園センター管理課、中原区役所区民協働推進部地域振興課、宮前区役所総務課、区民協働推進部地域振興課、保健福祉センター保健福祉サービス課、同高齢者支援課、同保護課)

カ 異なる備品票が貼付されていた事例

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園、川崎区役所保健福祉センター地域保健福祉課)

キ 使用者及び使用区分の決定がされていなかった事例

(建設緑政局計画部企画課、同広域道路課、緑政部公園管理課、同夢見ヶ崎動物公園、道路管理部用地調整課、道路河川整備部道路整備課、同道路施設課、同公共用地課、同南部都市基盤整備事務所、自転車対策室、宮前区役所総務課、企画課、区民協働推進部地域振興課、区民サービス部区民課、保健福祉センター保健福祉サービス課、同保護課、同衛生課、道路公園センター管理課、麻生区役所保健福祉センター保護課)

ク 備品の使用者が変更されていなかった事例

(健康福祉局地域福祉部収納管理課、建設緑政局計画部企画課、緑政部緑政課、同公園管理課、同公園緑地課、同多摩川施策推進課、同霊園事務所、同夢見ヶ崎動物公園、道路河川整備部道路整備課、自転車対策室、高津区役所保健福祉センター保護課、道路公園センター管理課、宮前区役所総務課、多摩区役所総務課、企画課、保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課、道路公園センター管理課、麻生区役所区民協働推進部地域振興課、区民サービス部区民課、保健福祉センター地域保健福祉課、同衛生課)

ケ 備品の貸付けに際し、規則で定める物品預り書を徴していなかった事例

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

コ 購入物品について出納簿への登載を行っていなかった事例

(川崎区役所保健福祉センター衛生課、中原区役所区民サービス部区民課)

サ 出納簿に登載されている品名に誤りがあった事例

(高津区役所保健福祉センター保険年金課)

シ 複数の備品を一つの備品として一式で登載していた事例

(高津区役所区民協働推進部地域振興課)

ス 同一の備品について出納簿に重複して登載していた事例

(宮前区役所企画課)

(15) 消耗品の調達管理事務を適正に行うべきもの

ア 切手、薬品、乗車券等について、総合財務会計システムによる管理がされていなかった事例

(建設緑政局自転車対策室、川崎区役所保健福祉センター衛生課、幸区役所保健福祉センター地域保健福祉課、高津区役所総務課、保健福祉センター地域保健福祉課、同衛生課、宮前区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、多摩区役所保健福祉センター地域保健福祉課、麻生区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、同保護課)

イ 印紙、切手、薬品、乗車券等について、物品交付請求手続を行っていないことなどにより、出納簿と現存数が一致しなかった事例

(健康福祉局地域福祉部保険年金課、建設緑政局緑政部緑政課、同公園管理課、同公園緑地課、同多摩川施策推進課、同霊園事務所、同夢見ヶ崎動物公園、道路管理部路政課、道路河川整備部道路施設課、同公共用地課、川崎区役所企画課、保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課、同衛生課、道路公園センター管理課、高津区役所総務課、道路公園センター管理課、宮前区役所保健福祉センター地域保健福祉課、同保護課、多摩区役所総務課、区民協働推進部地域

振興課、保健福祉センター衛生課)

ウ 切手について1か月以内の所要数量を超えて帳簿外で管理されていた事例

(高津区役所区民サービス部橘出張所、宮前区役所区民サービス部区民課、麻生区役所保健福祉センター衛生課)

エ 当面使用する見込みのない切手を保有していた事例

(健康福祉局地域福祉部保護指導課、同保険年金課)

オ 一般会計及び特別会計で購入した切手について会計別に管理されていなかった事例

(健康福祉局地域福祉部長寿医療課)

(16) 催告手続を適正に行うべきもの

自動車臨時運行許可事務について、期限までに返納されない番号標の催告手続を要領に定めるとおりに行っていなかった事例

なお、相当の期間を経過しても返納されないものについては、適切に無効告示手続等を行われたい。

(多摩区役所区民サービス部区民課)

(17) 会計職員の任命手続を適正に行うべきもの

ア 金銭出納員又は物品出納員を任命していなかった事例

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園、道路河川整備部道路整備課、同南部、北部都市基盤整備事務所、高津区役所保健福祉センター高齢者支援課)

イ 歳入現金の出納事務に携わっている非常勤職員の一部において、区金銭取扱員として任命していなかった事例

(宮前、麻生区役所区民サービス部区民課)